

# 第 1 章 計画の位置づけ



# 第1章 計画の位置づけ

## 1. 背景と経緯

### (1) 社会的な背景

国内の公共施設（建物系）とインフラ（以下「公共施設等」と総称する。）は、高度経済成長期などに集中的に整備されましたが、整備後数十年を経過し、今後一斉に老朽化による更新や大規模改修を行わなければならないと考えられます。その一方で、国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用等の増加に伴い、公共施設等の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設等を、今後もすべて維持・更新するための財源を確保することは、全国的にも非常に困難な状況にあります。このことは、「公共施設等の更新問題」とも言われています。

こうした状況のなか、特に平成24年（2012）12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故は公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契機となりました。

国においては、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年（2013）11月「インフラ長寿命化基本計画」を公表しました。さらに平成26年（2014）4月には、国から各地方自治体に対して、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」を策定するよう、要請がありました。

### (2) 市のこれまでの取組み経緯

本市の公共施設等も、高度経済成長を背景に人口の増加や行政需要の拡大に比例する形で整備されてきました。実際、本市でも昭和40年代半ばから昭和50年代後半にかけての建設・整備が集中しています。これらの公共施設等は、年月の経過に伴い老朽化が進行し、一斉に更新の時期を迎えることとなります。

今後、更新費用も一斉に必要なことが予想されることから、人口減少や人口構成の変化とともに財政支出の形態が大きく変化する中で、適切な改修・更新等を行い、財政負担の平準化を図りながら、公共施設等の最適な状態を持続可能なものとしていくことが大きな課題となっています。

これまでは、用途や施設毎に個別計画を策定して、公共施設等が抱える様々な課題への取組みを進めてきました。例えば、未来を担う子どもたちのために、より良い教育環境の創出と教育の質の充実を目的として、平成21年（2009）2月に「取手市立小中学校適正配置基本計画」を策定しました。この計画は、小中学校を26校から18校へ適正配置することを目指し、これまでに小中学校20校まで再配置が進められています。また、少子化が進む中、効率的運営と保護者の就労形態の多様化に対応するために、平成21年（2009）3月に「第二次取手市保育所整備計画」を策定し、統廃合により一つの保育所の廃止と三つの保育所の民営化を図ることができました。引き続き、平成27年（2015）7月に「第三次取手市保育所整備計画」を策定しています。

また、公共施設等の維持管理については、公共施設は施設毎に所管部署が管理していることから、維持管理に関する情報が施設毎にあり、インフラ（道路、橋梁、都市排水、河川施設、農業集落排

水、公園)は、情報も含め種別ごとに所管部署が維持管理を行ってきました。つまり公共施設、インフラ共に維持管理に関する情報は施設や所管部署ごとにあり、庁内一元的に集約されていない状況にありました。

そうした状況に対し、本市の公共施設の全体像を明らかにするとともに、公共施設の置かれている現状と課題を市民の皆様と共有するために、平成23年(2011)5月に「取手市公共施設マネジメント白書」を作成しました。この白書で課題として、公共施設の戦略的な維持管理・更新を行うことが必要であると示されたことを踏まえ、公共施設マネジメント<sup>※1</sup>を進める第1歩として公民館・図書館をモデルとして簡易劣化診断を実施しました。現在は全体の公共施設の劣化状況の把握と計画的な保安全管理に向け、職員自らが建物の点検チェックができる仕組みの構築を進めています。

更に、公共施設マネジメントの推進のために、平成26年度(2014)にはデータベースシステムを導入し、施設情報の一元管理と共用化を図りました。これに、これまで無かった施設の利用状況、コスト状況、劣化状況データの収集・集約を進めています。

こうした取組みを基に、本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、平成26年(2014)4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、「取手市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という)を策定し、その基本的な方針を定めるものです。

## 2. 計画の位置づけ

総合管理計画は、本市の上位計画である第六次取手市総合計画の基本計画「とりで未来創造プラン2016」及び「取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を下支えする計画であり、総合計画(基本計画)では各施策分野における施設面の取組みに関して横断的な指針を示すものとしています。

なお、総合管理計画は「公共施設等の更新問題」に対して、単なる財政上の問題として単純な施設の総量やコストの縮減のみで対応するのではなく、自治体経営、まちづくりと公的不動産(PRE<sup>※2</sup>)が連携し、持続可能で「ぬくもりと安らぎに満ち、共に活力を育むまち とりで<sup>※3</sup>」をどのように形成していくのかといった視点も踏まえて取り組むものとしします。

## 3. 計画期間

計画期間については、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点による検討が必要となることから、平成28年度(2016)から平成67年度(2055)の40年間とします。公共施設については、総合管理計画期間の40年間で5期に分け、期毎に具体的な行動計画(アクションプラン)を策定します。

---

※1 公共施設マネジメントとは「市民の利便性を考慮しつつ最少の経費で最大の効果を得るため、費用の縮減や機能の改善などを積み重ねながら、将来を見据えた横断的な視点に立って全体最適の実現を目指す取り組み」のこと。

※2 Public Real Estate の略 国、地方自治体などが保有あるいは使用する不動産のことで、土地、建物が主に該当する。それ以外に道路、橋りょう、上下水道施設など構築物まで含む場合と、含まない場合がある。(総解説ファシリティマネジメント追補版)

※3 第六次取手市総合計画基本構想における将来都市像

第1期については、全体目標・方針と用途別方針を示す総合管理計画に基づき、平成28・29年度の2か年の間に、各部署等において分野別の具体的な検討を行い、さらに分野横断的に調整を行ったものを「第1次行動計画」（平成30年度から平成35年度の6年間）とします。最終年度には、第1次行動計画の進捗および検証結果を踏まえて第2次行動計画の策定を行います。

また、平成27年度から4年ごとの総合計画（基本計画）の策定時には、総合管理計画との調整を図るものとします。

総合管理計画は、第2期及び第4期の最終年度に、進捗状況や施設を取り巻く人口・財政・まちづくり等の状況変化を踏まえながら見直しをかけていくこととします。

本計画においては、40年にわたる改修・更新費用の試算を行うなど長期的な視点を計画策定の前提としていることから、さらに参考に80年まで試算を行い、長寿命化及び総量圧縮等の効果を検証します。

なお、インフラについては個別施設計画を策定し、国の各種点検基準等の整備状況を注視しながら計画を推進していきます。

図表 1-1 計画期間

	第1期 (28~35)	第2期 (36~43)	第3期 (44~51)	第4期 (52~59)	第5期 (60~67)
公共施設等 総合管理計画					
行動計画 (公共施設)					
個別施設計画 (インフラ)	インフラは個別施設計画（長寿命化計画，維持管理計画・方針など）を策定していきます。なお，策定の際は，分野横断的な調整を行うものとします。				

- ・行動計画は、公共施設の施設類型別，地域別，単独施設といった多様な対象の計画が検討され，分野横断的な調整を行ったものが計画となるものと想定しています。

#### 4. 対象施設

計画の対象施設は、公共施設 24.7 万㎡，インフラは道路 1,080,477m（一般道路 962,701 m，自転車歩行者道路 117,776m），橋梁 2,042m，都市排水 36,306m，河川施設（樋管 8 か所・排水機場 4 か所），農業集落排水 1,755m，公園 951,614 ㎡とします。

